

静岡県人事委員会は、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1183

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-65）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700
1 年 以 上 2 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700
2 年 以 上 3 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700
3 年 以 上 4 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700
4 年 以 上 5 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700
5 年 以 上 6 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700
6 年 以 上 7 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	48,900
7 年 以 上 8 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	47,100
8 年 以 上 9 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	45,300
9 年 以 上 10 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	43,500
10 年 以 上 11 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	41,700
11 年 以 上 12 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	39,900
12 年 以 上 13 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	38,100
13 年 以 上 14 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	36,300
14 年 以 上 15 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	34,900
15 年 以 上 16 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	33,500
16 年 以 上 17 年 未 満	409,900	364,400	305,000	248,300	182,900	32,100
17 年 以 上 18 年 未 満	405,500	360,400	301,700	245,700	181,300	30,700
18 年 以 上 19 年 未 満	401,100	356,400	298,400	243,100	179,700	29,300
19 年 以 上 20 年 未 満	396,700	352,400	295,100	240,500	178,100	27,900
20 年 以 上 21 年 未 満	392,300	348,400	291,800	237,900	176,500	26,500
21 年 以 上 22 年 未 満	372,900	331,500	278,000	225,900	167,300	25,900
22 年 以 上 23 年 未 満	353,100	314,300	264,000	214,000	157,500	25,300
23 年 以 上 24 年 未 満	333,800	297,600	250,500	202,000	148,400	24,300
24 年 以 上 25 年 未 満	314,400	280,700	236,600	190,200	138,700	23,700

25年以上26年未満	294,900	263,800	222,900	178,400	129,500	23,100
26年以上27年未満	272,200	243,000	205,300	164,000	118,500	22,500
27年以上28年未満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	21,900
28年以上29年未満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	21,100
29年以上30年未満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	20,800
30年以上31年未満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	20,400
31年以上32年未満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	19,800
32年以上33年未満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	18,900
33年以上34年未満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	18,000
34年以上35年未満	57,100	54,200	48,800	38,600	27,300	17,300

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。